

活かしてナンボの会計

税務コーポレートガバナンスの中堅中小企業への影響

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : soumu@sdnpcpa.or.jp)



1. 重加算税賦課によるペナルティ

T土木は、東京国税局の税務調査を受け、平成25年12月期までの2年間に、約1億8,000万円の所得隠しを指摘され、うち約1億2,000万円は支出先が不明な「使途秘匿金」に認定された。経理ミスなどを含めた申告漏れは総額約2億3,000万円に上り、「使途秘匿金」に対する制裁課税や重加算税を加え約8,000万円を追徴された。

「T土木が、東京国税局から制裁課税や重加算税が追徴されたことは、「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る要綱」に該当するので、同社を1ヶ月間の指名停止とする。」(筆者一部改)

これは、島根県のホームページ上に指名停止の概要として掲載されており、T土木に対し、国税局が外注先を使った裏金の捻出と売上を意図的にずらしたと指摘した当時の日経新聞の記事と内容は同一であり、同新聞の取材に対し、「国税当局と一部見解の相違はあったが、修正申告し納税した。」とし、T土木は重加算税等の賦課の事実を認めた。

T土木のように、税務調査によって、仮装・隠蔽行為・不正行為が発覚した場合には、悪質な所得隠しがあったと認定の上、制裁金や重加算税が課され、企業の不祥事として、自主的な公表も含めてマスコミ報道される可能性も否定できず、さらに、公共工事の指名停止措置を受け、その事実が各地方公共団体より公表されることとなる。

税法も法律であり、税法に違反すれば法律違反であり、行政罰である重加算税が課せられ、さらに脱税と認定された悪質な場合は、刑事罰が課されることとなっている。法令の遵守であるコンプライアンスは、社会や企業にとって極めて重要度の高い課題であり、法律違反を犯せば社会的信用を失い、内部統制やコーポレートガバナンスの信頼もなくなることとなる。社会的信用の失墜は、ブランド価値の低下を招くこととなり、経営に対して悪影響を及ぼす事態となれば、粉飾決算と同様、株主総会で株主から経営陣の責任追及がなされ、場合によっては、株主代表訴訟による法的責任の追及まで発展しかねない。社内では、仮装・隠蔽行為・不正行為に関与した従業員やその管理者は、資金の不正流用等の不祥事等と同等の厳しい懲戒処分を科せられることとなる。

2. 通謀(メール)による得意先の喪失

大企業は、経営計画のもと部門ごとに売上、経費及び利益について、厳格な予算管理がなされているケースが多い。各担当者は、予算達成度合いによっては、売上を翌期に計上し、経費等の費用を前倒し計上するという経理操作を行うことがある。これらの操作は、税務上は「期ずれ」と呼ばれるもので、各担当者は自社の税逃れの意図もなく、課税所得の計上時期が当期か翌期かの違いの一課税期間(一年間)のずれであることから、以前は、重加算税が課された事例は少ないものと言われていた。

最高裁判例では、税目的を意図しない不正行為によって生じた過少申告も、重加算税が賦課されうるとされ、また、取引先との通謀があれば重加算税の対象となることが国税庁の事務運営指針に明記されている。しかし、担当者が、計上時期を意図的にずらした場合には、意図的であることを当局が立証できなければ、「期ずれ」行為も重加算税の対象となることはなかった。

現在は、メールでの情報交換が一般的でもあり、企業間でのやり取りもメールを使うケースがほとんどである。担当者間で、「請求書と納品書の日付を1か月ずらしてほしい。」「承知しました。」というようなやり取りは、少なくともサーバーに残っており、それを税務調査で押さえられれば、通謀の動かぬ証拠となり、重加算税の対象となる不正行為となるのである。

この結果は、「1」で記載したとおりであるが、「承知しました。」と答えた担当者も不正行為に加担したものとみなされた場合には、今後の取引は打ち切られる可能性が高い。重要な取引先を、良かれと思って行ったたった一本のメールで失う可能性があることを、経理財務担当以外の従業員等も十分認識する必要がある。